

平成23年8月25日

株 主 各 位

東京都港区北青山二丁目5番8号
日本オラクル株式会社
取締役 代表執行役社長 遠藤 隆雄

配当金に関するご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は、平成23年7月21日の取締役会において、平成23年5月末日時点の株主様に対し、1株あたり390円の配当金（特別配当297円、普通配当93円）をお支払いすることを決議し、平成23年8月25日開催の定時株主総会において資本準備金および利益準備金額の減少が承認されましたので、平成23年8月26日からお支払いを開始させていただきます。

今回の配当金は、1株当たり配当金390円のうち、221円は「資本剰余金」を原資とし、169円は「利益剰余金」を原資としてお支払いいたします。「資本剰余金」を原資とする配当は、「資本の払戻し」に該当し、「利益剰余金」を原資とする配当とは税務上の取り扱いが異なるため、そのお取扱い等につきご案内させていただくものです。

次ページからのご案内は、今回の配当金のお支払いならびに税務上の取扱い及び税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項についてご説明するものでありますが、株主の皆様において必要となる税務上のお手続きのすべてをご説明しているものではございません。具体的なお手続きについては株主様個々のご事情によって異なりますので、お取引の証券会社、最寄りの税務署または税理士等にご確認くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

【本件に関するご照会先】

株主の皆様「取得価額の調整」に関する具体的な照会

⇒お取引の証券会社、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

税務申告等に関するご照会、ご相談

⇒最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

その他一般的な事項に関するご照会

⇒三菱UFJ信託銀行 証券代行部 電話 0120-232-711（フリーダイヤル）

受付時間 平日午前9時～午後5時

このご案内は、証券会社、税務署または税理士等への相談の際に必要となり、また、株主様が今後当社の株式を売却される場合の「取得価額」の証明になりますので、保管いただきますようお願いいたします。また、このご案内は、当社ホームページ (<http://www.oracle.com/jp/corporate/investor-relations/stock/index.html>) の「配当金」の箇所にも掲載いたします。

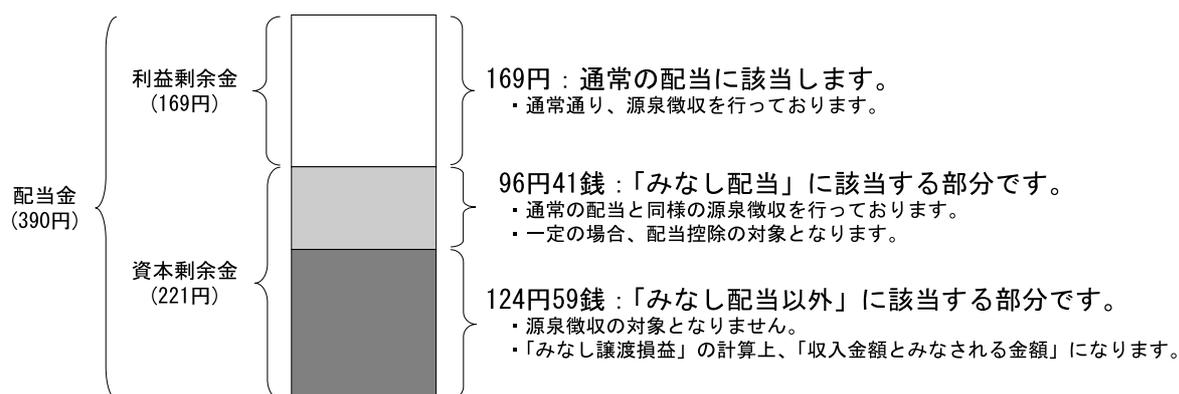
1. 今回の配当金のお支払いについて

今回の配当金の原資は「資本剰余金（1株あたり221円）」と「利益剰余金（1株あたり169円）」にわかれており、原資ごとにお支払い手続が必要となるため、「期末配当金領収証」および「期末配当金計算書」（振込でのお受け取りをご指定の株主様は「配当金の振込先のご確認について」および「期末配当金計算書」）を原資ごとにそれぞれ1通、計2通同封しております。

2. 今回の配当金の税務上の取扱いについて

(1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法 第24条、第25条等）

- 今回の当社の資本剰余金を原資とする配当金は、「資本の払戻し」としての取扱となります。この配当金は、税法の規定に従い「みなし配当」と「みなし配当以外」で構成されます。「みなし配当」の部分については、税務上の配当所得として扱われ、所得税等の源泉徴収をさせていただいております。また、「みなし配当以外」の部分については、「みなし譲渡損益」が発生しますが、税務上の配当所得ではないため、所得税等の源泉徴収の対象にも、配当控除の対象にもなりませんので、確定申告の際にはご注意ください。
- これを具体的に示すと、次のようになります。（1株の場合）



(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法 第37条の10）

- 税法の規定に従い、株主の皆様には当社株式の一部譲渡があったものとみなされるため、「みなし譲渡損益」が発生します。
- 「みなし譲渡損益」は、譲渡所得等に該当します。算出方法は、次の通りです。

$$\text{みなし譲渡損益} = \text{①収入金額とみなされる金額} - \text{②取得価額}$$

(注)

①収入金額と
みなされる金額

= 払戻し等により取得した
金銭等の価額の合計額

- みなし配当額

②取得価額

= 従前の取得価額の合計額

× 純資産減少割合

(3) 取得価額の取扱いについて（所得税法施行令 第114条第1項）

- 税法の規定により、株主の皆様の当社株式の取得価額に調整が必要となります。
- 調整式は次の通りです。

$$\boxed{\text{1株あたりの新しい取得価額}} = \boxed{\text{1株あたりの従前の取得価額}} - \left(\boxed{\text{1株あたりの従前の取得価額}} \times \boxed{\text{純資産減少割合}} \right)$$

- 証券会社で「特定口座」をご利用の株主の皆様の取得価額の調整については、お取引の証券会社にお問い合わせください。
- 特定口座をご利用でない場合は、上記計算式により取得価額を調整いただく必要があります。
- 権利確定日以降、配当支払日以前に株式を売却した場合は、売却した株式について取得価額の調整をする必要はありません。

(4) 個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合 (資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合)	0.313 (小数点以下3位未満切上げ)

(5) 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事項	資本の払戻し
その事由の生じた日（配当の効力発生日）	平成23年8月26日
みなし配当額に相当する金額の1株あたりの金額 (小数点以下10位未満切捨て)	1株あたり 96,413,269,675円

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
資本の払戻しに係る法人税法施行令第23条第1項第3号に規定する割合（純資産減少割合）	0.313 (小数点以下3位未満切上げ)
資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額	28,087,450,456円

以上

